

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	宮若地区河川パトロール委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今 井 勝 一 福岡県直方市溝堀 1 丁目 1 − 1
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	宮若市長 塩川 秀敏
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 4 , 1 1 9 , 4 0 7 −
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 0 −
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

- 1 業 務 名 宮若地区河川パトロール委託
- 2 履 行 場 所 福岡県宮若市（犬鳴川・八木山川）
- 3 随意契約の相手方 名 称 宮若市長 塩川 秀敏
住 所 福岡県宮若市宮田 2 9 番地 1
電 話 0 9 4 9 - 3 2 - 0 5 1 0
- 4 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号

5 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

犬鳴川・八木山川の本業務区間の多くは、昔から沿川住民の生活が本河川と深く関わり合ってきた地域であり、現在でも住民の河川への関心は高く、日頃から定期的に河川清掃を実施するなど、河川愛護、美化思想及び洪水等に対する防災意識も高い地域である。

引き続き河川パトロールを中心とした河川管理の一部作業を委託することで、実作業を行う沿川流域住民の河川に対する関心や洪水等に対する防災意識及び河川愛護、美化思想の維持を図り、地域と一体となった河川管理の実現に寄与するものである。

2) 当該業務の内容

本業務は、遠賀川水系犬鳴川及び八木山川の不法行為の抑制のため、河川をパトロールし、不法行為の有無及び河川利用の状況の把握を行うものである。

3) 随意契約に付する理由

契約内容については、事前に相手方と協議し同意を得ているところであり、河川法第 9 9 条の規程を根拠法令とし、本業務を宮若市に委託するものである。

契約にあたっては、契約の相手方が一に定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ないことから、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項並びに予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

管 理 課 長